

令和元年度事業計画

総務部

基本方針

事務局の機能のさらなる充実と事務処理の合理化・迅速化を行う。

事務局職員の事務処理の合理化・迅速化を図るため、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。

司法書士による不祥事により、市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう、当会に寄せられた苦情の対応を適切に行う。

非司法書士による登記業務への参入が、不動産登記制度や商業・法人登記制度への市民の安心や信頼に影響を及ぼす懸念があることから、情報収集を継続し、対策を検討する。

第1 事務局の機能の充実と、事務処理の合理化

1 事務局のさらなる事務処理の効率化・迅速化に努め、業務内容の充実を図るために必要な方策を実施する。

特に会員へ配布する大量の資料の印刷及び梱包が事務処理の効率化・迅速化の弊害となっていることから、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。

2 コンピュータソフトウェアの活用による能率化を含め、合理化に努める。

第2 苦情への対応

市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう、当会に寄せられた苦情の対応を適切に行うよう努める。

第3 非司法書士活動への対策

司法書士法施行規則第41条の2の施行に伴い、法務局からの要請があれば速やかに調査を行う等、非司法書士活動の情報収集と対策について非司法書士排除委員会の事業の拡充を図る。また、対外的な広報や申し入れ等を必要に応じて行っていく。

第4 会則等の改廃に伴う事項

1 会則、規則、規程の適切な運用を行う。

2 規則、規程の検討と制定を行う。

第5 制度振興対策

- 1 公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会へ必要に応じて助言を行う。
- 2 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部へ必要に応じて助言を行う。
- 3 日本司法書士政治連盟富山会へ必要に応じて助言を行う。
- 4 司法書士法改正に関する研修会を必要に応じて開催する。

第6 関連団体との情報交換・交流など

- 1 日本司法書士会連合会中部ブロック会
- 2 4団体連絡協議会（公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部、日本司法書士政治連盟富山会及び当会）
- 2 富山県士業懇話会
- 3 裁判所
- 4 法務局
- 5 富山県宅地建物取引業協会、金融機関

第7 その他

- 1 会則等の改正等に迅速に対応するため、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 当会図書室の在庫管理データベースの更新、使い勝手や運用方法の改善等について検討する。
- 3 印刷経費削減のため、各種印刷物（会員名簿、理事会文書、各種文書等）のペーパーレス化を検討する。

企画部

基本方針

司法書士の職務の高度化かつ専門化に対応すべく、具体的かつ実務的な研修を行う。新たに研修委員会を設置して研修会の企画、開催の効率化を図る。研修内容の決定には昨年度のアンケート結果を参考にする。各会員の研修単位取得促進を図る。

平成30年度以前に設置された委員会は、一部を業務研究委員会と改編して活動の更なる活性化を図る。業務研究委員会内の各委員会は、業務改善に関する企画や立案を検討し、執務のあり方、実務上の問題点について研究を行なう。

なお、今年度より、研修の資料については可能な限り事前に受講会員に電子メールで送信し、各自プリントアウトしたものを研修会に持参していただくことを原則とすることとし、資料の配布を希望される会員に対しては、有償にて配布する予定である。

第1 研修会の実施等

1 研修委員会の活動

- (1) 司法書士業務に関する研修会の開催
- (2) 司法書士制度及び司法書士の執務全般に関する研修会の開催
- (3) 民法改正など近時改正予定の法律に関する研修会の開催
- (4) 倫理研修の開催
- (5) 財産管理業務、民事信託に関する研修会の開催

2 業務研究委員会の活動

司法書士業務における執務のあり方、実務上の問題点についての研究並びに司法書士制度及び司法書士の執務全般に関する研究

3 年次制研修の開催

4 中部ブロック新人研修への講師派遣

5 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部との共催による研修会の実施

6 新人のための配属研修の実施

7 新入会員研修プログラムの実施

第2 単位制研修制度における12単位以上の単位取得の促進

- 1 当会研修規則及び単位制研修実施要領の運用を評価し改善を図る。
- 2 日司連研修情報システム、eラーニングの利用を促進する。
- 3 インターネット同時配信研修への参加

第3 空き家問題対策

- 1 空き家問題対策に関する研究、会議への参加提言、研修会の実施

2 相談事業部との共同開催による空き家電話相談会の実施

第4 支部研修会への助成

広報部

基本方針

司法書士制度や司法書士の業務内容について、広く市民に認知されるよう各種メディアを活用して、広報活動を行う。本年度開催が予定されている各相談会の開催告知の案内は、プレスリリース、ホームページ、新聞広告、関係団体へのチラシ配布を主体に行っていく。

市民を対象とした出張法律講座、高校生を対象とした法教育事業について広報し、申し込みがあった場合は講師派遣を行う。

より効果的な広報手段がないか随時検討する。

なお、平成29年度まで行っていたテレビCMによる広報は予算削減のために今年度も行わないこととした。

第1 対外広報活動

- 1 「相続に関する相談会」（8月）の広報
- 2 「成年後見相談会」（9月）の広報
- 3 「法の日司法書士法律相談会」（10月）の広報
- 4 「労働トラブル110番電話相談会」（11月）の広報
- 5 「相続登記・遺言・後見の相談会」（2月）の広報
- 6 「空き家問題無料相談会」の広報
- 7 司法書士制度並びに業務内容についての広報
- 8 富山県司法書士会総合相談センターについての広報
- 9 「司法書士の日」（8月3日）の広報

第2 会務通信の発行

年3回、会務通信を発行し、会員に対して情報提供を行う。

第3 ホームページの更新

ホームページを活用し、市民に対しては、相談会の情報等富山県司法書士会をPRできるよう情報発信するとともに、会員に対しても、研修会の情報等有益な情報を提供するよう随時更新する。また、ホームページは平成31年3月末日現在において改修中であり、速やかな完成を目指す。

第4 出張法律講座の実施

出張法律講座の依頼があった場合は講師を派遣し、職能を生かした市民への情報提供や司法書士制度に関する広報活動の一環とする。

第5 法教育活動の実施

昨年度に引き続き、高校生を対象とした法律講座等を提供できる環境を整え、法教育活動を実施する。

相談事業部

基本方針

総合相談センターへ寄せられる相談が増加傾向にあることに加え、相談内容が複雑化していることから、相談員の拡充に努めるとともに、対応力の向上を図るための研修会を開催し、市民にとって、総合相談センターがより利用しやすい機関となるように努める。

また、市民がスムーズに法的サービスを受けられるように、関係団体との連携を強化する。関係団体が企画した合同相談会等の事業への協力要請に積極的に応じる。

司法書士の専門性を活かした各種相談会を開催し、各支部とも今後のより良い相談会を行うため協議を行う。

調停センターについては、認証紛争解決手続の業務を廃止することとなったので、廃止日である6月30日に向けて準備を行い、法務省への届出、特別会計の残金の一般会計への振替え、事業報告等を行う。

第1 相談活動

- 1 富山県司法書士会総合相談センターによる常設電話・面談による相談受付
- 2 相続に関する相談会（8月）の開催
- 3 成年後見相談会（9月）の開催
- 4 法の日司法書士法律相談会（10月）の開催
- 5 労働トラブル110番電話相談会（11月）の開催
富山県社会保険労務士会との共催で行う。
- 6 相続登記・遺言・後見の相談会（2月）の開催
- 7 その他必要に応じた相談会の開催

第2 他団体との連携

関係団体が企画した会議や情報交換会等への出席
富山県青年司法書士会との協働による相談事業の検討

第3 相談員の派遣

関係団体が企画した合同相談会等への相談員の派遣

第4 研修会の開催

必要に応じた研修会の開催